

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な業績の向上が社会の発展に貢献し、企業価値を高めて株主をはじめ利害関係者の期待にこたえるものであると認識しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能し、経営環境の変化に適切に対応できる体制を実現し、公正で、透明な企業経営をすることが重要と考えます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 - 4】

議決権の電子行使については、当社の株主総会議案に対する議決権行使状況を継続的に確認しつつ、株主の皆様のご意見を参考とさせていただき、今後検討を進めることといたします。

招集通知書の英訳につきましては、外国人株主比率等の状況を確認しながら、必要に応じて対応してまいります。

【補充原則3 - 1 - 2】

当社の開示資料の英訳につきましては、事業の展開や外国人株主比率等の状況を確認しながら、必要に応じて対応してまいります。

【補充原則4 - 1 - 2】

当社は、経営基盤の拡大と企業価値の向上のための経営戦略や、経営戦略遂行の基礎となる経営理念等を開示するとともに、当事業年度の業績予想を公表しております。

現在当社は、中期の経営計画は公表しておりませんが、それに代わり、今後の目標とする経営指標として以下の4点を明確に定め、開示しております。

(i)売上高5,000百万円の達成

(ii)過去最高経常利益(886百万円)の更新

(iii)売上高営業利益率を15%以上に

(iv)有利子負債ゼロの維持

今後も達成状況に応じて目標とする経営指標・成績を見直しのうえ、開示してまいります。

【補充原則4 - 2 - 1】

当社は、役員賞与については業績連動により決定しており、これにより、経営基盤拡大・持続的成長へのインセンティブを与えておりますが、長期的な業績と連動する報酬や自社株による報酬制度は設けておりません。

これらの報酬については、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4 - 8 - 2】

当社は現在、独立社外取締役を2名選任しておりますが、独立社外取締役との連絡・連携については個々に行うことでも十分に対応が可能となっております。

また、社外取締役は、それぞれの業務経歴や知見に応じて求められる役割は異なると考えられるため、独立社外取締役内での事前の連絡・調整は、現在の独立社外取締役2名体制においては、必ずしも必要ないと考えております。

【補充原則4 - 10 - 1】

当社は、現在の役員構成(業務執行取締役5名、非業務執行取締役4名(うち女性取締役1名、うち独立社外取締役2名)、社外監査役3名(うち独立社外監査役3名))にて、会社の統治機能と取締役会の機能の独立性・客観性を確保しており、役員の報酬・指名等を審議するための独自の機関は設置しておりません。

なお、役員候補者の選任手続きについては、本報告書の【原則3 - 1】の(iv)に、役員報酬の決定手続きについては、同じく本報告書の【原則3 - 1】の(iii)に記載しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4】

当社は現在、政策保有を目的とした株式の保有はございません。

当社の経営基盤の拡大のため、株式の政策保有が必要と考えられる場合には、保有目的の合理性、ステークホルダーへの影響などを十分に考慮のうえ、保有の是非を判断することといたします。

また、政策保有株式の議決権行使に関しては、保有目的の達成に資するものであるかを各議案ごとに判断し、行使することといたします。

【原則1 - 7】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。

また、主要株主との取引においては、十分に妥当性を考慮のうえ、必要な決裁手続きを経て取引の承認を行うこととしております。

【原則3 - 1】

(i)経営理念、経営戦略については決算短信や有価証券報告書等の資料において開示しております。また、期初において当期の業績予想数値を決算短信等にて開示しております。

(ii)本報告書において開示しております。

(iii)当社の役員報酬については、取締役会および株主総会にて決議された金額の範囲内で支給することとし、その報酬は月額報酬と賞与から構成されます。月額報酬については、役位の役割と責任に応じて定められており、賞与については業績に連動させて金額を決定のうえ、支給しております。

(iv)取締役候補者および監査役候補者の選任にあたっては、業務経験や見識、業績評価等を考慮のうえ総合的に判断し、代表取締役社長の推薦を元に経営会議にて審議した後、取締役会にて決議しております。

(v)社外取締役および社外監査役候補者の選任理由につきましては、株主総会招集通知書および本報告書にて開示しております。社外取締役および社外監査役以外の新任役員候補者の選任理由については、株主総会招集通知書にて開示しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社の取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議すべき事項を「取締役会規程」において定めております。その他の業務執行の決定については、代表取締役社長が指名する者より構成する経営会議にて決議し、その決議事項については「経営会議規程」において定めております。

【原則4 - 8】

当社は独立社外取締役を2名選任しております。独立社外取締役の選任にあたっては、候補者の業務執行経験や知見により、その期待される役割・責務の遂行能力を十分に考慮することとしております。

【原則4 - 9】

当社は、会社法および東京証券取引所が定める独立性基準をもとに、独立社外取締役候補者を選定しております。

独立性の判断のほか、業務経験や知見等を十分に考慮のうえ独立社外取締役候補者を選定することとし、取締役会の機能の独立性・客観性の維持に努めております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社は、業務執行取締役については過去の業務経歴等を考慮し、取締役会としての経験・知見のバランスに配慮しながら取締役候補者を選定しております。

また、多様性の観点から、非業務執行取締役を4名選任、うち1名は女性取締役、うち2名は独立社外取締役としております。

監査役については、全員が独立社外監査役であり、うち1名は財務に関する十分な知見を有しています。

取締役・監査役の選任にあたっては、以上のような構成から成る取締役会にて、中立的かつ多様な意見を踏まえた審議を行っております。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社は現在、非業務執行取締役のうち1名が他社において会社役員を兼務しております。業務執行取締役については兼務は無く、当社の業務執行や取締役会における判断に支障はございません。

また、役員の兼任状況は、株主総会招集通知書等により毎年適切に開示をしております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、更なる取締役会の機能向上を図ることを目的とし、以下の通り、取締役会の実効性評価を実施いたしました。

(i) 評価の時期: 2018年2月～2018年3月

(ii) 評価の方法: 取締役および監査役全員(12名)に対し、匿名方式によるアンケートにて調査を実施

(iii) アンケートの作成、収集・集計等の事務手続き: 取締役会事務局が実施

(iv) アンケート(質問)の内容

- ・取締役会の構成について(全3問)
- ・取締役会の運営について(全6問)
- ・取締役会の審議充実に向けて(全13問)
- ・取締役会を支える体制について(全6問)
- ・株主その他ステークホルダーとの関係充実に向けて(全2問)
- ・その他事務局運営等について(全3問)

(v) 評価の結果

2018年5月31日開催の取締役会においてアンケートの集計結果を確認したところ、当社の経営戦略に関する議論をより充実させるべきとの意見がありました。これを受けて、取締役会以外においても議論の場を設けるなど、当社の経営戦略についてより闊達な意見交換を行えるよう対応を進めております。

その他、不適切、または大きな課題が存在すると判断される事項は無いことを確認いたしました。

当社は引き続き、取締役会の実効性評価を通じ、企業価値のさらなる向上のための取組みを進めるとともに、取締役会評価の方法の改善も含めて今後も議論して参ります。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、社外取締役・社外監査役を含む新任役員就任の際、当社の事業内容、財務状況等、基本的な情報について十分な説明を行っております。

また新任役員については役員に求められる役割・責務を理解するための役員研修へ参加しております。

就任後においても、個々の役員に求められる知識の向上、市場動向の把握等を目的として、必要に応じてトレーニングを継続して実施しております。

【原則5 - 1】

当社は、株主も含めた個別取材の要請に対しては、情報開示の平等性、企業価値向上の観点からの必要性等を考慮のうえ前向きに検討し、代表取締役社長自らが対応しております。

当社の株主等との対話のための方針は以下の通りです。

(i) 当社は、代表取締役社長がIR活動を統括しており、株主の皆様との対話促進のための活動を推進します。

(ii) IR活動の実施にあたっては、代表取締役社長の指示に基づき、管理本部内の経営企画、IR、法務、総務、経理等の担当者がIR資料の作成から会社説明会、個別株主の面談まで直接的に関与することで、インサイダー情報に留意しつつ社内の継続的な情報連携を図るとともに、対話の場における情報の公平性の確保に努めます。

(iii) IR活動の中で聞かれた株主等からの意見については、取締役会の場において代表取締役社長が報告を行い、要求事項や課題等について共有、意見交換のうえ、その対応について検討します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	4,213,400	50.99
小林 親一	358,600	4.34
吉川 征治	247,800	2.99
渡邊 久和	247,800	2.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	132,300	1.60
鈴木 邦生	111,000	1.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	85,900	1.03
村上 重昭	67,800	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	60,400	0.73
MSIP CLIENT SECURITIES(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	59,000	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (上場:東京) (コード) 9613

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社及びそのグループ会社との取引金額ないし取引条件の決定方針については、市場価格等を勘案して、一般の取引条件と同様に完全に独立して決定しております。

以上のように、親会社との取引にあたっては一定の独立性を確保することにより、少数株主の保護に配慮しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岩崎 隆	他の会社の出身者													
櫻田 光也	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩崎 隆		親会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの子会社である株式会社NTTデータアイの業務執行者でありました。	当社親会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ等における業務執行経験及び、企業経営経験を有しており、当社業務執行から独立した客観的立場から、当社の経営に係る事項の意思決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したためであります。独立役員として指定した理由は、過去において親会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データグループ会社の業務執行者でありましたが、その業務執行者であった時期及び株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。

櫻田 光也	親会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データの業務執行者でありました。	これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、当社親会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ等における業務執行等、業界経験が豊富であり、当社業務執行から独立した客観的立場から、当社の経営に係る事項の意思決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけたものと判断したためであります。独立役員として指定した理由は、過去において親会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データの業務執行者でありましたが、その業務執行者であった時期及び株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。
-------	-------------------------------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画並びに期中及び期末の監査結果報告を受けるとともに、会計監査人の監査に係る品質管理体制を随時聴取し確認しております。また、会計監査人と適宜意見交換を行い連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐々木 克	他の会社の出身者													
明田 雅昭	他の会社の出身者													
鈴木 行生	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木 克		親会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの子会社であるエヌ・ティ・ティ・データ・システム技術株式会社の業務執行者でありました。	当社親会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ等における業務執行経験及び、企業経営経験を有しているほか、当事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただくことが期待され、当社社外監査役として適任であると判断したためであります。独立役員として指定した理由は、過去において親会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データグループ会社の業務執行者でありましたが、その業務執行者であった時期及び株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。
明田 雅昭			野村ホールディングスグループ企業における豊富な業務執行経験と、財務及び会計に関する豊富な知見を有しており、広範な知識を活かし業務執行の適正性確保を担う監査役としての十分な見識を有すると判断したためであります。独立役員として指定した理由は、株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。
鈴木 行生		XNETサービス提供先である野村アセットマネジメント株式会社の業務執行者でありました。ただし、当社の当期における同社への売上高は、年間総売上高の1%以下であります。	野村グループ等における業務執行経験及び、企業経営経験を有しているほか、当事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただくことが期待され、当社社外監査役として適任であると判断したためであります。独立役員として指定した理由は、株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5名
--	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

営業利益もしくは経常利益の増益率を参考にして決めております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額につきましては、事業報告及び有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会(監査役会)において当社の状況を適宜説明するとともに、必要に応じ当社該当部門より直接状況説明を行わせる体制を整えております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 **更新**

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
吉川 征治	名誉顧問	財界活動等の社外活動に従事	非常勤・無報酬	2007/6/28	定めなし
渡邊 久和	名誉顧問	財界活動等の社外活動に従事	非常勤・無報酬	2007/6/28	定めなし
小林 親一	名誉顧問	財界活動等の社外活動に従事	非常勤・無報酬	2013/6/26	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 **更新** 3名

その他の事項 **更新**

3名の名誉顧問のうち、渡邊久和は元代表取締役副社長、小林親一は元専務取締役となります。名誉顧問はいずれも、経営のいかなる意思決定にも関与しておらず、現経営陣による定例報告等も実施しておりません。従って、ガバナンス上の問題は無いと考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 業務執行

当社は、本社内の1フロアにおいて社長以下監査役も含めた常勤役員が一同に会しており、役員同士が必要なときに機動的に打ち合わせが可能な状況となっております。定期、非定期的取締役会、経営会議の他、週一回取締役を含めた全グループリーダーの会議を持ち、業務執行に関する事項の意思決定を機動的に行っております。

(2) 取締役会

取締役会は取締役9名、監査役3名で構成され原則四半期に1回開催しており、業務執行の監督、重要な意思決定を行っております。

(3) 経営会議

常勤役員(監査役を除く)は経営会議(2回/月)に出席し、各担当部門の重要事項の報告、付議を適宜行っております。

(4) 監査役監査

監査役監査については常勤監査役が中心となり取締役会にはすべて出席し、また、必要があれば取締役との協議の上で社内の主要会議に出席して意見を述べる事ができます。監査役は社内業務に関する役員間の伝票(申請、報告、決済)のやり取りを社内ネットワークで参照が可能となっております。

(5) 会計監査

会計監査については有限責任 あずさ監査法人を選任しています。監査業務が期末に偏ることなく、会計期間を通じて監査を実施できるように適時に会計資料及びコンピュータデータを提供し、適切かつ効率的な監査に必要な環境を整備しています。

なお、業務を執行する公認会計士は森本泰行、矢嶋泰久の2名であり、その補助者は公認会計士3名、他3名となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外チェックからの観点では、監査役3名全員が社外監査役であります。さらに社外取締役を2名選任し、経営に対する監視機能を一層強化しております。これらの体制により、監査役設置会社として十分なコーポレート・ガバナンスを構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、本決算の発表後に会社および決算説明会を、社長が講師となり行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	公開した資料のすべてと、会社及び決算説明会の講演内容を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	親会社制定の「グローバル・コンプライアンス・ポリシー(日本版)」(法令遵守を含む、役員、社員の行動指針)に従い、企業倫理の確立による健全な事業活動に向け取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 当社は、コンプライアンスに関する社内の諸規定を定め、コンプライアンス教育研修を継続的に実施し、取締役及び使用人に法令及び定款の遵守を徹底する。
- 2 社長の任命のもとで、取締役から会社全体のコンプライアンスを統括するコンプライアンスオフィサーを置く。
- 3 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1 株主総会議事録、取締役会議事録その他法令に基づき作成される文書については、法令に基づき適切に作成、保存する。
- 2 取締役の職務執行に係る情報については、社内規定に従い、文書又は電磁的媒体に記録、保存、廃棄される。
- 3 これらの文書を電子化しデータベース化を図り、素早く検索、閲覧できる体制を構築し、取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 当社の事業活動に関するリスクを定期的に、または必要に応じて把握、評価し、経営計画に適切に反映する。
- 2 経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるリスクについては、管理本部において対策を立案、経営会議にて対策を承認しリスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合の迅速な対応を可能とする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 当社は、本社内の1フロアにおいて社長以下監査役も含めた常勤役員が一堂に会しており、取締役が必要なときに機動的に打合わせが可能な状況としている。
- 2 取締役会の他、経営会議や、週1回役員を含めたグループリーダーの会議を持ち、業務執行に関する事項の意思決定を機動的に行っている。
- 3 極力、文書、印鑑による業務執行を廃して、多くの社内業務は取締役及び使用人が社内のイントラネットによる伝票として申請、決裁及び業務報告等を行い、業務処理の迅速化を図る。当該伝票は適切な権限管理のもと、社長以下取締役、監査役も含めた役員相互で確認が可能になっている。

(4) 当該株式会社並びにその親会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制

- 1 当社の親会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データとは、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、当社における一定の重要事項について、親会社との間で協議または報告を行わなければならないものとする。
- 2 親会社及びその企業集団との間の取引については、法令に従い適切に行うことはもとより、適正な財務状況報告が行われる体制を整備する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じ、会社の業務に精通し監査役の業務を適切に補助できる社員を配置する。

(6) 使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1 監査役を補助する社員の評価については、他の社員と同様に取締役以外の複数の評価者により評価を行う。
- 2 監査役を補助する社員の異動については、監査役の意見を聴取のうえ行う。

(7) 監査役その職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1 監査役を補助する社員に対しては、必要に応じて代表取締役や会計監査人と意見交換をする場を確保する。
- 2 取締役及び使用人は、監査役を補助する社員の業務が円滑に行われるよう環境を整備する。

(8) 取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告をするための体制

- 1 監査役は、年度監査計画を策定し、当該計画に従って取締役及び使用人から報告を受ける。
- 2 内部監査担当は、内部監査の都度、監査結果を監査役に報告する。
- 3 監査役は、社内業務に関して取締役及び使用人が申請、報告及び決裁を行った各種伝票について、社内イントラネット上で閲覧することが可能である。
- 4 社内外に内部通報窓口を設置し、内部通報に基づく調査結果を監査役に報告する。
- 5 取締役及び使用人は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告する。

(9) 報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社内外の通報窓口へ通報した者に対し、通報したことを理由として通報者に不利益な取扱いを行わない旨を社内規程にて定めている。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その内容の妥当性を検証のうえ、これに応じる。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 監査役が社内業務に関する各種の情報を自由に閲覧できるよう、社内イントラネットを整備している。
- 2 監査役は、取締役会はもとより必要があれば取締役と協議の上で社内の主要会議に出席し、意見をのべることができる。出席できなかった場合は、審議事項について報告を受け、または議事録及び資料等の提出を求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や市民の安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することを基本方針としております。

社内体制としましては、反社会的勢力による不当な要求などが発生した場合の対応を統括する部署を管理本部と定め、反社会的勢力との関係を遮断するための組織的な体制を整備しております。

また必要に応じて、警察庁・都道府県警察本部等や弁護士など、外部機関への相談、連携等を図り、不当要求などへの対応を行うものとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項